

村のようす

(52年7月1日現在)

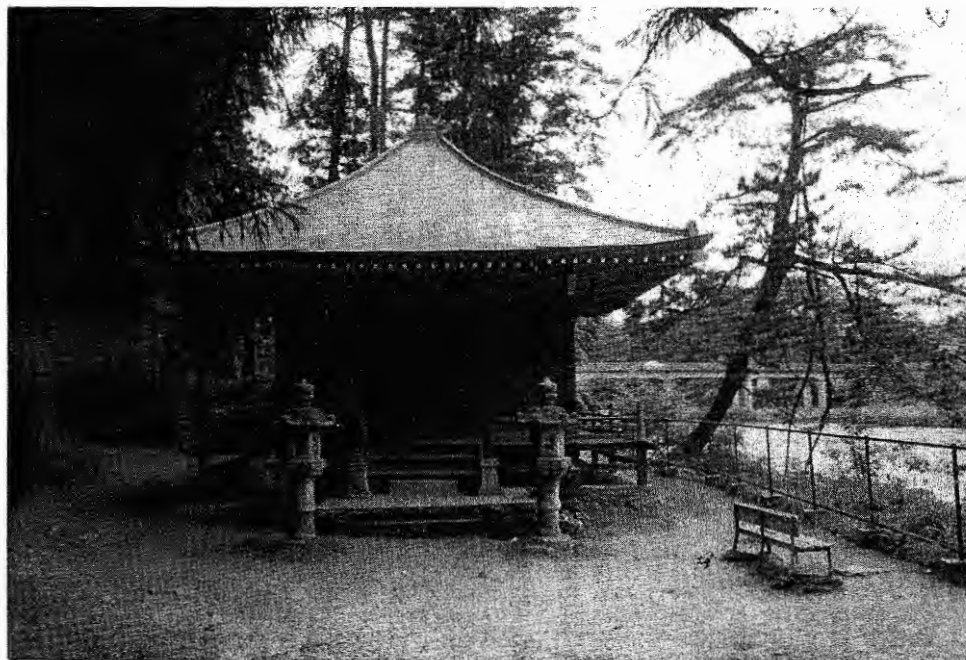
世帯数 1,457戸(+3)
 人口 7,272人(+7)
 男 3,580人(+8)
 女 3,692人(-1)

広報 たまかわ

編集・発行

福島県石川郡
玉川村役場企画課

印刷所

須賀川市加治町8-6
(株) 円谷印刷

滝見不動寺

▲ 滝見不動寺

竜崎の滝山にある滝見不動は、弘法大師が真言宗普及のため、奥州を巡錫した折、この地に来て稀有の霊地であるとしばらくとどまり自から「のみ」をふるい、不動明王の御像を刻れ御堂に安置し滝見不動寺と称したのが大同三年(八〇八年)四月八日であると伝えられている。

この寺は慶安年間(一六四八～五二)に至って廃寺となったが、時の白河城主榊原忠次が御堂の修繕を行った、以来代々の白河城主によって修覆が加えられた。

榊原氏が播磨国姫路に移り本多忠義領主となってからは御供田として田地売反歩、寄進された。これより先、会津蒲生領の時代には毎年、滝で漁れた初鱒を領主に献上する習わしであったと云う。

▶ 弘法大師の作不動明王



玉川村振興計画

新しい人間像をつくる(教育と文化の充実)

第二次基本計画決まる(3)

教育文化の向上

一、学校教育

(一) 幼児教育

国、県の施策と相まって、東部地区にも、昭和五十二年から幼稚園を開設するとともに、地域的に通園が困難な地区の通園対策として、学校統合の推進と合せ、スクールバス等の運行についても検討する。また、独立した園舎の建設等施設設備の充実を図りながら就学前二年の就園を可能にするための学級増を検討するとともに、家庭保育に欠ける幼児との調整を図り、幼児教育の普及と拡充に努める。

(二) 小学校

(ア) 昭和五十一年度において、川辺小学校を耐火構造に改築し、危険校舎は解消されたが、運動設備(屋内運動場等)が未設校については、建設を推進する。

(イ) 地域住民の理解を深めながら、四辻分校の統合を積極的に検討し推進する。

(ウ) 社会が要求している心身ともに健全で、個性豊かな、創造力に富んだ、情緒の安定した人づくりのための基礎教育の振興を図る。

(エ) 時代に対応した教育機器を

計画的に導入し、教育の個別化、効率化を図る。

(オ) 児童の生活指導と安全教育、特殊指導の充実に努める。

(カ) 体位、体力の向上とスポーツの振興を図る。

(キ) 教員の研修を充実する。

(三) 中学校

(ア) 小規模校は、職員の組織と、施設設備等の充実を図るうえに障害が多く、充分な教育効果が期待できないので、二校を合理的に統合し、適正規模に近づけ、教育効果の向上と教育経費の効率化を期するための検討を進める。

(イ) 教育設備の近代化と、時代に対応した教育機器の導入により、生徒個々の能力、適性を最大限に伸展させ、教育方法の効率化を図る。

(ウ) 特殊学級の充実を図り、教育効果の向上に努める。

(エ) 生活指導と安全教育、及び進路指導の充実に努める。

(オ) 体位、体力の向上とスポーツ振興を図る。

(カ) 教員の研修を充実する。

(四) 進学率の向上

(ア) 生徒個々の適正、能力等をよく観察し、学力の向上を図るとともに、適切な進路指導を行う。

(イ) 保護者の教育に対する理解を深め、生徒の進学への意欲をもりたてる指導を行う。

(五) 学校給食

学校給食については、パン給食を実施してきたが、時代の要請とともに米飯給食を取り入れる。また、給食費の父兄負担の軽減を図るため、給食施設の広域化の推進について検討する。

二、社会教育

(一) 公民館

社会教育センターとしての公民館機能を充分発揮させるため、東部地区に、近代的な公民館を建設し、住民が気軽に利用できる設備を充実するとともに部落公民館の効率活用、運営についても指導強化を図る。

また、新しい時代に対応し、住民の志向する教育は、生活の多様化に生きる知識、情報の処理及び生きがいの追求へと高度化しているため、これ等に対応できる図書、教材、資料の充実と近代化を図る。

(ア) 青少年団体の指導育成を強化し、その活動を通じて連帯感と仲間意識の高揚を図り、将来の村の中心役割を果たす後継者づくりに努める。

(イ) 婦人会等との連絡調整を図りながら、婦人学級の充実に努める。

(ウ) 社会福祉協議会との連携を図り高令者学級の充実に努める。

(エ) 適切な職員の配置と研修を充実する。

(二) 社会体育

(ア) 住民の健康と体力づくりのため村民運動場を建設し、体育館とともに村民に開放する。

(イ) スポーツ人口の底辺拡大のため、体育指導員の研修を充実する。

(ウ) 社会体育振興のため体育協会を設立するとともに、スポーツ団体の育成に努める。

(三) 文化活動

(ア) 文化活動を活発化するため指導者を育成するとともにグループの育成にも努め、教養と技術の向上を図る。

(イ) 文化団体を統括する文化協会の設立を検討する。

(ウ) 村史の発行を促進する。

(四) 文化財の保護

(ア) 国、県指定の文化財については、関係機関の援助指導等により整備を行うと同時に、管理体制を強化する。

(イ) 国、県指定以外の重要文化財を村で指定し、その保護に努める。

(ウ) 無形文化財については、関係保存会と協力を得て、育成保存に努める。

(エ) 公民館文化財に対する理解と愛護運動を呼びかけ、開発に先行した調査あるいは保護について協力を得る。

(次号に続く)

昭和52年度

結核健康診断実施のお知らせ

本年も皆さんの健康を守るため左記により一般住民結核健康診断を実施しますので一人残らず検診に参加して下さい。自分が健康だと思っても年に一度は正しい診断を受け自分の健康を確認しておきましょう。

保健所では皆さんが診断を受け易いように「レントゲン」機械を

レントゲン撮影日程

各部落会場に持って行き皆さんに利便をはかり費用は一切役場負担とし全額無料で実施いたします。

◎健康診断実施要項

1、検診の際は必ず個人票を持参して来て下さい。

2、一応地域毎に日時と会場を定

受診出来ない者また病人等は家族の方から役場へ連絡して下さい。

めましたが指定の日に都合の悪い方は他の会場で受けて下さい。

※左記日程中にお受けにならない方は後日石川保健所まで行って検診をしてもらうことになり費用もかかることとなりますから注意して下さい。

☆血圧測定と尿検査を行います。(四十歳以上の方で希望者のみ)

月日	曜日	地域	時間	場所
七月 四日	月	川 辺	午前九時三十分～午後二時	川 辺 小 学 校 前
五日	火	小 高	午前九時三十分～午後二時	玉川村就労改善センター前
六日	水	南 須 金	午前九時三十分～午後二時	須 金 小 学 校 前
七日	木	北 須 金	午前九時三十分～午後二時	須 金 児 童 館 前
八日	金	竜 崎	午前九時三十分～午後二時	竜 崎 公 民 館 前
一日	月	岩 中 寺	午後一時～午後三時	母子健康センター前
二日	火	山 小 屋	午前九時三十分～午前十一時	山 小 屋 公 民 館 前
三日	水	吉 公 民 館	午後一時～午後三時	吉 公 民 館 前
四日	木	青 井 沢 小 半 弓	午前九時三十分～午前十一時	石 井 菊 夫 宅 前
五日	金	青 井 沢 小 半 弓	午後一時～午後三時	石 井 貞 二 宅 前

奥野さん

表彰さる

玉川村身体障害者福祉会長である奥野義章さんは、身体障害者の更生援護に努力された功績により、去る五月十八日、須賀川市体育館で開かれた、第二七回福島県身体障害者福祉大会の席上、福島県身体障害者福祉会長より表彰されました。

安藤杯予選

ソフトボール大会

玉川村ソフトボール協会(会長、首藤信勝)主催のさなぶりソフトボール大会(安藤杯予選)は、六月十二日午前八時より、須釜小学校、玉川第一小学校、阿武隈球場で行われ、二十一チームが参加大熱戦の末、次の四チームが、来る八月二十八日玉川会場で行れる、安藤杯ソフトボール大会の出場権を獲得しました。

岩法寺Aチーム
藤生Aチーム
ブルス・カイAチーム
川辺Aチーム

ネズミ講の

正体と落し穴

うまい話にご用心

ネズミ講ってご存知ですか？
甘いさやきでまたたく間に全国に蔓延する一方、今日も悲し

お知らせがとどいています。
ひと口にネズミ講といっても、いろいろな種類があります、手口は巧妙を極めます。しかも自分からは「ネズミ講です」とは決していわないので、つい話にのってしまいます。

痛目にあわないために、ネズミ講のしくみを知っておくのが一番。勧誘されたなら、それがネズミ講であるかどうかを、見極めましょう。

講 (コリスなどと呼ぶ場合が多い)に加入すると、一定金額を講の本部や先輩会員に送金するよう指示されます。

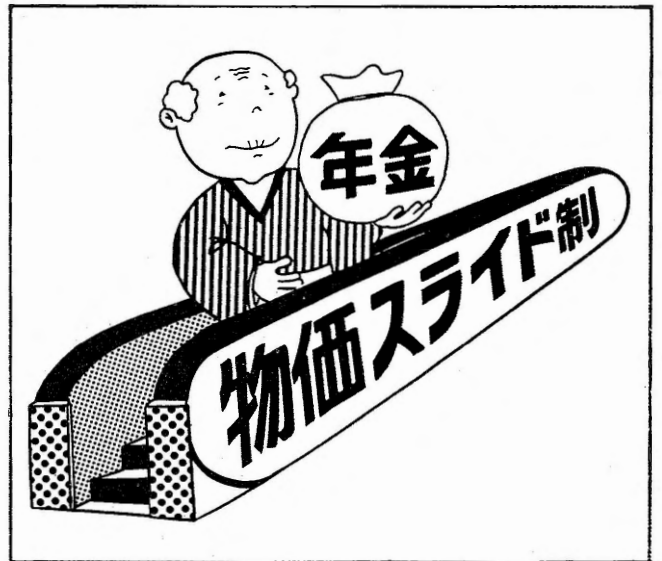
講に加入すると 最低二名の新規会員の勧誘、加入が義務づけられます。

勧誘 加入させた自分の子会員が、さらに孫会員を勧誘、加入させ、これがある段階まで進み、自分の子孫会員が一定数に達すると、講の本部もしくは子孫会員から、自分のところに送金されて来ます。このように、ネズミ算的に会員が増えるわけですから、理論上、またたく間に日本全国、世界全体の人口よりも会員が多くなってしまうのです。

講が必然的に破たんしてしまいうのは明らかです。つまりネズミ講は、早く講に入った人だけが得をして、大多数の人々は必ず損をするしくみになっているのです。



国民年金が改正されました



昭和五十二年度予算がきまり、国民年金は拠出年金、福祉年金とも、次のように、老齢年金を初めとする各種年金額が引上げられるほか、いろいろの改善が行われます。

一、拠出年金

本年七月から、老齢年金、通算老齢年金、障害年金、母子、準母子年金、遺児年金、寡婦年金ともに、前年度の全国平均消費者物価指数の上昇率に見合う額が加算されます。

なお、この加算は従来毎年九月に行われましたが、今年は二ヶ月繰上げて七月となります。

二、福祉年金

(一)、年金額の引上げ

各福祉年金の月額が、今年八月から次のように引上げられます。

○老齢福祉年金

一三、五〇〇円→一五、〇〇〇円

○障害福祉年金(一級)

二〇、三〇〇円→二二、五〇〇円

○〃(二級)

一三、五〇〇円→一五、〇〇〇円

○母子、準母子福祉年金

一七、六〇〇円→一九、五〇〇円

(二)、所得制限の緩和

本人の所得制限が今年五月分から、次のように緩和されました。

○老齢、障害福祉年金

夫婦の場合

年収一五三万円→一六四万円

○母子、準母子福祉年金

母と子一人の場合

年収二九六万円→三二〇万円
(三)、恩給等との併給制限の緩和
(今年八月実施)
二八万円→三三万円
四、支払期月の変更
(今年十月実施)

広報六月号でお知らせいたしました

したので、すでにご存じでしょうが、従来の支払月である一月、五月、九月を、本年から四月、八月、十二月に改められました。
(なお、十二月の支払いは、受給権者から請求があれば、十一月に支払います。)

老人クラブ

交通安全は老人から

交通安全教室開く

去る二月二十三日、玉川村老人クラブ会員に交通安全指導員が誕生したことは既にご存じのことですが、これからはさらに会員の交通安全意識を高めようとの声が高まり、次のような運動が展開されました。

もなり、和気あいあいとしたなどやかな教室でした。また、竜崎クラブでは婦人会員が参加して家族ぐるみの運動としたことなどは新しい企画であり今後の運動に示唆を与えました。

県交通安全対策室より十六ミリフィルム二巻(道路の正しいわたり方、老人と交通事故)を借用し、玉川村公民館の協力を得て、次の日程で映画を上映するとともに、東部地区では橋本駐在巡査が、必ず各単位の教室に出席し、懇切にしてわかり易い交通法規の説明がありました。

こうして老人クラブ会員の交通安全に対する熱心は一層のよりあがりを見せ、意識の高揚に多大の成果を収めることができました。

特筆すべきは、四辻部落で、会場を四辻分校として、学童全員、教師、老人一体となつての教室となり、孫とおとしよりの交歓会と

まずトップを切つたのは山小屋クラブで、四月二十五日に橋本巡査の講義をきいたのが最初であつた。その後五月十日に吉、十二日に南須釜、十三日に北須釜、十四日には四辻が最後で、翌週には西部地区へと転じて、五月十九日に三辺、二十日には玉川村就改センターで、小高、中、藤生の合同会合、二十一日には岩法寺竜崎の合同会合で幕をとじました。

村内全部の巡回上映であつただけに、何れの会場も盛況を極め、おとしよりの交通安全意識はさらに高まりを見せ、画面に写し出された数々の血を見る事故のむごたらしさ、恐ろしさに学びとつたものが多いのがありました。それだけに、参加者からは異口

海外就職の相談



同音に交通事故を起してはならない、これが私共村民のつとめであるとの自覚を促すのに大いに役立った催しでありました。

あなたの技術を海外で生かしてみませんか!

農業、工業、その他の技術、技能を有する方で、ブラジル、アルゼンチン、パラグアイ、ポリビヤ、カナダなどで就職してみたい方、また、青年海外協力隊員として東南アジア、アフリカ、中南米などの発展途上国への技術協力などで活躍してみたい方々のために、次のところで常時受け付けています。

〒九八〇

仙台市本町三丁目四番一、宮城県水産会館六階、国際協力事業団仙台支部

TEL〇二二二(六三三)〇

七九五

〇二二二(六一)七

一九一

(注) 毎月第三土曜日の午後には仙台市民会館で特別映画、説明会を行なっています。

詩



つつじの寺

増子重勝

大きなさつきの植込みと
木蓮の太木に囲まれて
葎酒山門に入るを許さずの碑が
ある

石段を登ると右手に鐘楼正面に
木堂

長福山瑞光林大安禅寺
菱形の石畳からも寸隙を惜しん
で

クルマガンビの花がひしめき咲
いている

江戸時代に中国から渡ってきた
という

茎の長い寺に似合いの花だ
庫裏の書院造りの襖は杉の一枚
板戸

竹の下を泳ぐ小さな魚

白木蓮

紅色鮮かな高麗姫

木目の中で沈黙を続けている
北側の戸を開けると

池を囲むさつきの大木群が
控え目に花をつけている

ふじの老木

もみじの若葉急斜面の竹

背戸山に連なる幽玄の境

百年以上も人目を忍び

そっと咲き続けるつつじの寺を

わざわざ訪れる人の話を聞か

い

本堂の左手に墓地がある
榎の木、杉木立、苔の道

二十八基の世代塔、五百余年
林立する江戸時代の墓石
石仏

椿の古木、倒れた老杉
地を這う苔の息つき

須釜の百姓達の歴史もあつたろ

う
つつじが咲き
もみじが散り

一切衆生を呑み込んで
これからも

数百年が過ぎていく。

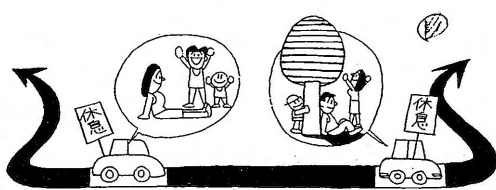
―「忘れ草」21号より―

※クルマガンビ、ガンビ（岩非）
の変種、耐寒性のある多年草で庭

園、鉢植などに栽植される、六月
頃石竹に似た五センチほどの白、

黄、赤色の花をつける、葉は対生
で情円形。

一瞬の居眠り
大事故のもと



長距離ドライブは
一定区間で休息をとう

塩沢清助氏著「須釜村史」より

物いわぬ石碑

いしぶみ

(三)

秘める刻文の謎

岩谷 浩 光 誌

一方、同じ県内でありなが
ら、旧藩制時代に、塙、浅川、
中畑各陳屋の支配下にあった、

村々や、旧多古藩の領地（この
地方では、曲木、吉、蒜生、中
川辺、中村など）であった村々

では、依然として割安な金納が
許されていた。まして戊辰戦後
の直後のことであり、凶作とも
重なつて、農民の困窮ぶりは甚
だしく悲惨な生活状態におかれ
たことがうかがい知られる。

。有志者立ちあがる

このようなみじめな境遇に追
いこまれた四十八カ村の有志者
達は、あくまでも現物米上納制
度に強硬な抵抗を示して反対の
氣勢をあげ、一斉に立ちあが
った。その時の各村々の代表格だ
つた人々をあげれば北須釜村繁
右衛門、南須釜村為右衛門、三
城目村彦右衛門、竜崎村国右衛
門、成田村長吉、矢吹村吉五
郎、松崎村友蔵、泉崎村金五
郎、久田野村常右衛門、本沼村
重助、北平山村助八、松倉村清
三郎、大村岩次郎、大和田村平
八、増見村源吉、根田村留吉、

中畑新田村彦吉等二十名が発起人
となつて、群衆の指導に当つた。

そして、清岡県令に対して、度
々の面会を求め、金納制を許可さ
れたい旨嘆願したのであるが、つ
いに許可を得ることが出来なかつ
た。

しかし、そうかといつて、この
不公平極まる上納制度に甘んじて
服従することは、とても我慢でき
ることではなかった。

。強訴の決行

ここここにいたつては、強引に
上訴を決行するより外に手はな
い、との意見の一致を見た。四十

八カ村の農民達は、打つて一丸と
なつて強訴決行にふみ切らざるを
得なかつたのである。

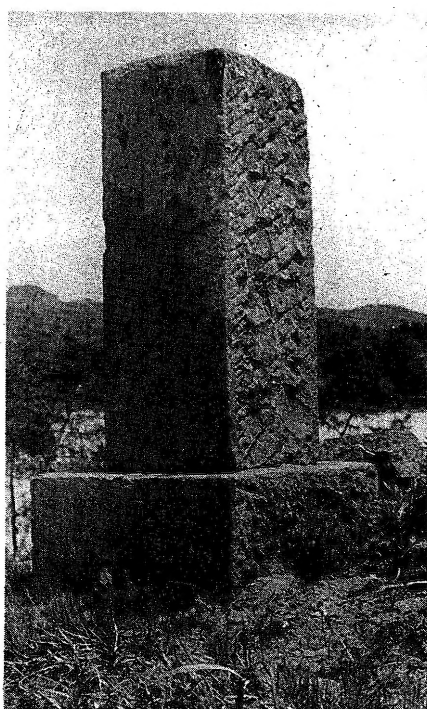
明治二年十二月九日、四十八カ
村の農民達は、寒気をつけて鳥峠
をめざして集結を始めた。道を関
和久村にとり、ついで舟田村にさ
しかつた頃、この不穏な情勢を
察知した白河県庁では、早速数人
の県属官を派遣して、氣勢をあげ
る群衆を鎮圧するために懸命の努
力を傾けた。

そして事件ばつ発の目的究明に
全力を注いだ。

属官等は、その目的を知るに及
んで「お前達の嘆願の目的にかな
うように一刻も早く取計らうの
で、今晚は一先ず解散するよう
に」と、さかんにだめすかすの
であつた。

これをきいた群衆達は、県属官
がこれ程までに約束してくれる以
上はと、その言葉を信じて一旦解
散し、その後の事態の推移を見守
ることにした。

(次号へ続く)



納期の一部が変りました

昭和52年度の村税等の納期が下の表のように変りましたのでお知らせします。納期限は25日25日が日曜、祝祭日は翌26日です。

納 期 一 覧 表

納期	税 目	期 別
5月	軽自動車税 (全 期)	固定資産税 (1 期)
6月	村 民 税 (1 期)	国民年金 (1 期)
7月		保 険 税 (1 期)
8月	村 民 税 (2 期)	国民年金 (2 期)
9月		保 険 税 (2 期)
10月		固定資産税 (2 期)
11月	村 民 税 (3 期)	国民年金 (3 期)
12月		保 険 税 (3 期)
1月	村 民 税 (4 期)	国民年金 (4 期)
2月		保 険 税 (4 期)
	固定資産税 (4 期)	

食中毒に御用心

食中毒！何と非文明的なひびきでしょう。生活が向上し、食生活は豊かになっているのに、毎年かなりの患者が発生しています。本格的な夏になると皆用心するのですが、まだまだと思っている今ごろ中毒する人が少くありません。やはり油断大敵です。

予防の原則は①けがをした手では調理しない、②調理前は逆性石けんでよく手を洗う、③ふきんや食器は加熱しておく。つまり食品と菌の接触する機会を少なくすることにあります。しかし大気中にある細菌が食物に付着するのを防

ぐ方法はありません。最もよいのは食物を残さないことですが、なるべく冷凍冷蔵庫で凍らせておき、それでも食べる時は加熱殺菌するくらいの用心が必要で、細菌の中には零度になってもわずかながら繁殖を続けて腐敗させているものもあるので冷凍庫だからといって過信はできません。変だなと思ったら食べないこと、またいせつです。



六月十一日から六月十三日まで三日間、村体育館において玉川村

盛会だった「さつき展」



盆裁会（会長塩沢直利）と公民館共催で「さつき」の展示会が開られました。

会員自慢のすばらしい名木、名花が会場をうめつくし、村内はもろろ近隣の町村から参観に訪れた人達の目を見はらわしました。

総出品二七〇点という盛会ぶり、他町村の展示会では見られないものばかりで種類も八十種近く、ことに多種多様な五百人を越す観客をうならせ大盛会でした。

中元

もともとは中国の道教の教えにある祭りの日で、一月十五日を上元、七月十五日を中元、十月十五日を下元といいました。

ところが、インドから伝来した仏教でも、七月十五日を盂蘭盆会（ウラボンエ）といつて仏様を崇拝する日としたため二つの信仰行事が七月十五日であるところから結びつき、中元だけが行事として残ったといえそうです。

日本で中元といえば、日頃お世話になつていいる人へ贈り物をすることを意味します。

昔は贈り物も新盆の家へちようちん、とうろうなどを、また一般的には白米、うどん、そうめんなどの食糧品が中心であつたといふことです。もつとも最近では繊維品や電気器具などを贈る人もいます。が、趣旨からいえば邪道なのではないか。

おめでた

（六月分の出生届書から）

地区	出生児氏名	保護者名
川 辺	三瓶直美	忠 夫
小 高	車田千春	正 一
岩 法	寺 多田智博	光 雄
竜 崎	内田貴美	隆 男
南 須	釜 鈴木一信	吉 光
佐藤	智幸	義 光
大野	由利	長三郎

おくやみ

（六月分の死亡届書から）

地区	死亡者氏名	年令	世帯主名
小 高	小針信司	74	真 一
岩 法	寺 草野彦七	65	龜 雄
竜 崎	佐久間トメコ	67	倉 雄
北須釜	鈴木サイ	82	源 一
新四田	矢吹ナツ	52	シ サ
須田	田 マツ	82	幸 次
幸 平			



犬は必ず
つないでおこう
見知らぬ人の
集まる遊歩道は
特に注意を